

《翻 訳》

ゲルハルト・シュミット
「近代ザクセン国制史入門」(V)

松 尾 展 成

目 次

訳者序言

第1章 1831年から1918年までのザクセンの中央行政

序論

第1節 1815年以後のザクセンと1830年以後の中央行政の改革(23巻1号)

第2節 1831年から1866年までの中央行政(23巻2号)

第3節 1866年から1918年までの中央行政(23巻3号)

第4節 結論と統計的概観

第1章訳注(23巻4号)

第2章 1833年から1918年までのザクセン邦議会——その選挙権と社会的構成——

第1節 序論

第2節 1831年憲法における邦議会

第3節 1833年から48年まで

第4節 1848年の革命から1850年まで

第5節 1850年から67年まで

第6節 1867年から95年まで

第7節 1895-96年から1906年まで

第8節 1906年から18年まで

第9節 総括

第2章訳注(本号)

第2章 1833年から1918年までのザクセン邦議会—— その選挙権と社会的構成*——

第1節 序 論

1815年以後のザクセンはドイツ連盟内の、政治的には重要でない中規模の邦であるが、経済的および文化的には指導的なドイツ諸邦の一つであった。19世紀のうちにザクセンは農業国から工業国への移行をとくに早期に、そして、強力に果たした⁽¹⁾。これと関連して、人口は1815年の120万人弱から1914年の500万人弱へと、異常に急速に、ドイツの他の地方よりもはるかに急速に増加した。こうしてザクセンは、ヨーロッパで最も人口稠密な地域の一つとなった。1861年には人口の25.1%だけが農業によって、それに対して、56.1%は工業によって、7.8%は商業と運輸業によって生活していた。1925年には農業はわずか9.1%であり、工業はほとんど変わらず56.4%で、商業と運輸業は16.7%であった⁽²⁾。決定的に重要なのは、エルツゲビルゲ、フォークトランドとオーバーラウジッツ南部に広がる繊維工業であり、そこにおいては中小経営が支配的であった。ザクセンの工業は、その輸出依存度がきわめて高く、必要な原料と半製品の多くを輸入しなければならなかったために、その景況を、発展した商業と運輸業に頼っていた。この特殊な経済事情に対応していたのが、多数の手工業的小市民層、および、小市民層ならびに小農層となお密接に結び付いた、夥しいプロレタリアートを伴う階級構造であった。それから生じたのが、小市民的民主主義者および労働運動の初期的組織諸形態(その一部は共産主義者同盟の影響の下にあった。)と、とく

* Gerhard Schmidt, "Der sächsische Landtag 1833—1918. Sein Wahlrecht und seine soziale Zusammensetzung", in: Reiner Groß/Manfred Kobuch (Hrsg.), *Beiträge zur Archivwissenschaft und Geschichtsforschung. Festschrift für Horst Schlechte*, Weimar 1977, S. 445-465.

に葉巻労働者と印刷工の強力な労働組合組織の早期的発生とであった。ザクセンのブルジョアジーの中ではマニュファクチャー資本的・家内工業的諸関係の下で、そして、対外貿易関係の必要のために、19世紀前半になお商業市民層が他のドイツ諸邦においてよりもはるかに重要な役割を演じていた。1846年に商人の納税額は30,713ターラーであり、それに対して、工場主のそれは20,817ターラーにすぎなかった。その後、工場主の納税額は急速に増大し、1856年以降は商人のそれを上回った⁽³⁾。しかしながら、ライプツィヒの商業および銀行ブルジョアジーはその後も経済的優位を保ち続けた。

政治権力に対するザクセンのブルジョアジーの影響力と関与は、このように重要な、彼らの経済的地位にまったく照応していなかった。ザクセンの市民層の強力な経済的地位に反して、ザクセン国家の性格は1830年までは封建官僚制的なものであった。中央行政においてと同じように封建貴族が身分制議会(ST^[1])においても支配的であった⁽⁴⁾。多くの他の絶対主義国家と異なって、ザクセンにおいては17-18世紀に身分制議会が完全には排除されていなかった。しかし、それが持つのは租税承認権だけであり、立法には関与していなかった。身分制議会(LV—Landtagsversammlung^[1])は高位僧族、伯爵および高位貴族の第一院、騎士農場所有者たる旧貴族の第二院と、領邦君主直属(schriftsässig)都市128の都市貴族的市参事会の代理人の第三院から構成されていた^[2]。身分制議会は国民のすべての階級と階層の真の代表では決してなく、支配階級たる封建貴族を主として代表していたのである。

(注)

- (1) 1830年から1918年までのザクセンの経済・社会状態については近年の以下の著作G. Schmidt, *Die Staatsreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Weimar 1966, S. 22-28; R. Groß, *Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Weimar 1968, S. 25-38; R. Weber, *Die Revolution in Sachsen 1848/49. Entwicklung und Analyse ihrer Triebkräfte*,

Berlin 1970, S. 1-13; R. Zeise, "Zur Rolle der sächsischen Bourgeoisie im Ringen um die wirtschaftspolitische Vormachtstellung in Deutschland in den fünfziger und sechziger Jahren des 19. Jahrhunderts", in: H. Bartel u. a. (Hrsg.), *Die großpreussisch-militaristische Reichsgründung 1871. Voraussetzungen und Folgen*, Bd. I, Berlin 1971, S. 235-238を参照.

- (2) *Zeitschrift des Statistischen Bureaus für das Königreich Sachsen*^[3], Jg. 9(1863), S. 71; *Zeitschrift des Sächs. Statistischen Landesamts*, Jg. 72/73(1926/27), S. 82.
 (3) Ebd., Jg. 4 (1858), S. 52-57.
 (4) 1831年までのザクセンの身分制議會^[1]についてはR. Meyer, *Der sächsische Landtag von 1811*, Göttingen 1911; W. Behrendts, *Reformbestrebungen in Kursachsen im Zeitalter der Französischen Revolution*, Leipzig 1914, S. 2 ff.; Schmidt, *Staatsreform*, S. 30-32を参照.

第2節 1831年憲法における邦議會

1830年の革命^[4]以後、従来ほぼ絶対的であった国王の統治権は、1831年憲法によって制限された。市民層は、これまでよりも大きな影響力を獲得できる、憲法上の権利を得た。封建的身分制議會は、市民的要求に一層対処する、新しい国民代表に代わった。以前は区別されていたオーバーラウジッツを含む王国全体について、南ドイツを模して、互に同権の二院を持つ邦議會^[5] (SS^[1]) が形成されたのである。

両院はなおも封建的身分制原理にしたがって構成されていたが、もはや身分毎ではなく、人数によって票決された。上院議員42人^[5]の中には王子1人、高位貴族5人、騎士農場所有者から選出される終身議員12人、国王の任命する騎士農場所有者10人、教会および宗教団体代表5人、ライプツィヒ大学代表1人と8主要都市の市長がいた。騎士農場所有者としては1833年に20人の貴族と2人の平民がおり、1911年にも19人の貴族と3人の平民がいた。このように上院においては、従来支配的であった社会層が、依然として圧倒的な優位を占めていたのである。

下院の構成はそれよりもいくらか進歩的であった。下院議員には騎士農場所有者議員が20人（その中、1833年に8人の、それ以後にはさらに多くの平

民がいた.), 都市⁶⁾議員が25人, ザクセンに初めて現われた農民議員が25人おり, さらに, ドイツ諸邦の議会に初めて現われた商工業代表も, 5人いた. 騎士農場所有者はその代表を直接選んだが, 他の階級は選挙委員を通じて間接的に選んだ. 25才以上の男子は下院について選挙権を持っていた. 被選挙権を持つのは, 土地所有者, ザクセン国民, その選挙区の住民であって, かつ, 30才以上の者であった. 婦人, 被救恤者, ユダヤ人, 停職中の官吏・吏員, 租税滞納者と, 負債のある, あるいは, 破産した市民は, 選挙権を持たなかった. 6,000ターラー (15,000ないし20,000マルク) 以上の財産を持つ市民, ないし, 市参事会員は, 土地を所有していない場合でも, 被選挙権を持っていた. 農民代表は年30ターラー以上の納税を証明しなければならなかったが, これは大農だけに可能であった⁷⁾. 会期毎に下院議員の三分之一が, 新しく選ばれた議員によって補充された. したがって, 各議員は改選なしに3会期の間 (9年間), 議会活動を続けることができた. 「部分改選制度」に基づく, この三分之一の改選によって, 「[下院の] 社会的構成のわずかな変動でさえも, きわめて緩慢にしか実現しなかったのである.

両院の権利は制限されていた. 大臣は, 大臣が副署によって協同する国王の行為について, 邦議会¹⁾に責任を負っていたが, 国王だけによって任免され, その職務行為に関して両院の明確な承認を必要としなかった. 法律と国家予算案は両院の議決によって初めて発効した. しかしながら, 憲法上のこの原則は一連の留保権によって, 国王に有利なように破られていた. すなわち, ある法案が両院中の一院だけによって否決された場合, 「それが有効であるためには,」三分の二の多数決が必要であった. したがって, 下院の反対派が, 通常は保守的な政府と上院の勢力に反対することは, 非常に困難であった. 予算案の否決のためには両院の単純多数では十分でなく, それに加えて, 一院における三分の二の多数が必要であった. ドイツ連盟の決議は邦議会の承認なしに, 国王の布告によってただちに発効した. 最後に, 国王は緊急時, とくに戦時に, 暫定的に緊急命令を発布し, 緊急国債を発行するこ

とができた。これらは事後的に邦議会で提案され〔るべきであつ〕た。邦議会（S^[1]）は請願権（Petitionsrecht）を持つが、それは制限されており、請願書は両院共同でしか国王に提出できなかった。各院は単独では抗議書（Beschwerde）を提出することができただけである。このように、1831年に制定された両院の構成と、選挙法および、邦議会のきわめて制限された権限は、当時すでに時代遅れで、不完全なものであった。同じ頃、ヘッセン選帝侯国においては1831年に、ブラウンシュヴァイクにおいては1832年に、一院制がすでに導入されていたからである。

邦議会の〔会期の〕冒頭に各院はその議員の中の4人を指名し、国王はその中から1人を議長に、1人を副議長に任命した。各院で選出された2人の書記が、議事録を作成し、正副議長とともに幹部会（Direktorium）を構成した。各院は邦議会の開会后、最も重要な任務分野に関して、5ないし7人の議員から成る次の4委員会を選出した。

- （1）憲法と立法事項に関する憲法委員会（Verfassungsdeputation）、
- （2）財政の制度と立法に関する大蔵委員会、
- （3）邦議会(S)の請願書と抗議書に関する委員会、
- （4）国民（Bevölkerung）からの請願書と抗議書に関する委員会。

特別の任務に関して各院によって特別委員会が設置される場合もあった。

1833年から1918年までに合わせて50回の邦議会が開かれた。その中39回は通常邦議会であり、11回は特別邦議会であった。重要な審議が行なわれたのは、最初から、そして、全期間を通じて、下院においてであった。上院の社会的および政治的構成は、1849年と1849-50年の邦議会を除いて、ほとんど同一であったが、下院のそれは何度も変化した。下院については進歩と反動の間の闘争の中で選挙方式がしばしば、すなわち、1848年、50年、61年、68年、92年、96年と1909年に、程度の差はあれ、変更されたのである。

(注)

- (5) 1833年から1918年までのザクセン邦議会(SS)については E. O. Schimmel, *Die Entwicklung des Wahlrechts zur sächsischen Zweiten Kammer und der Zusammensetzung derselben in parteipolitischer und sozialer Hinsicht*, Nossen 1912; H. Hofmann, *Die Entwicklung des Wahlrechts zur sächsischen Zweiten Kammer unter Berücksichtigung der politischen Zustände*, Borna-Leipzig 1912; C. Diersch, *Die geschichtliche Entwicklung des Landtagswahlrechts im Königreich Sachsen*, Leipzig 1918; K. Blaschke, *Sächsische Verwaltungsgeschichte*, Berlin 1958, S. 83-89; Schmidt, *Staatsreform*, S. 140-142; E. R. Huber, *Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789*, Bd. 2, Stuttgart 1960, S. 76-83, 526-529, 865-868; Bd. 3, 1963, S. 204-208; Bd. 4, 1969, S. 401-411を参照。直接的史料は次のものである。*Gesetzsammlung für das Königreich Sachsen 1831*; *Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen 1835 ff.*; *Landtagsakten*, Dresden 1830/31—1917/18; *Mitteilungen über die Verhandlungen des Landtags*, Dresden 1833/34—1917/18; Staatsarchiv Dresden, Ständeversammlung 1833—1918.

第3節 1833年から48年まで

1833年から48年までは上院においてとほとんど同じく、下院においても大土地所有者が支配的であった。なぜなら、農民も多くの場合にこの階級の代表を送ったからである。都市議員の中では法律家、とくに市裁判官と弁護士、ならびに、上級の自治体吏員と国家官吏が多かった。商人と工業家の数は少なかった。

ザクセンの邦議会(SS)において明白な党派は当初は存在しなかった。1833-34年の邦議会は、リンデナウ政府の提出した多くの改革案を、大体において承認したが、1836-37年以後は両院と政府の間の対立が次第に激しくなった⁽⁶⁾。一方では、反動的上院議員は政府のいくつかの進歩的改革法案、とくに家産裁判所の廃止、を失敗させた。他方では、下院議員の自由派は1839-40年に一つの反対派に結集して、1837年のハノーヴァー〔国王〕の憲法違反に対する〔ザクセン〕政府の慎重な態度を厳しく批判し、出版の自由の法的保証を要求した。40年代には民主派の議員もいたが、彼らは当初は自由派とともに反動派に抵抗した。1842-43年の邦議会以後、下院の多数派は刑

事裁判における公開および口頭主義と陪審制裁判所の設置をくりかえし強く要求したが、これは法務大臣によってその都度拒否された。さらに、反対派は一層自由主義的な内務政策と教育政策を求めて、大臣フォン・ファルケンシュタインとフォン・ヴィーターズハイムを激しく攻撃した。〔しかし、〕民主派と自由派の間の政見の相違が次第に明らかとなり、ついに両派は1848年の革命に際して完全に分裂した。

(注)

(6) S. Schmidt, *Die Entwicklung der politischen Opposition im Königreich Sachsen zwischen 1830 und 1848*, Diss. Jena 1953; J. Göpner, *Der sächs. Landtag von 1830—1840*, Meißen 1913.

第4節 1848年の革命から1850年まで

1848-49年のブルジョア民主主義革命は民主的国民代表の方向において大きな進歩をもたらした⁽⁷⁾。邦議会と自治体議会に関して従来あった、非民主的な選挙権の廃止は、自由派の三月内閣と、1848年5月18日に召集された邦議会、との協議によって実現した、最も重要な改革であった。1848年11月15日の選挙法⁽⁸⁾は宗教の区別なく21才以上の「自立した⁽⁸⁾」男子に選挙権を与えた。上院の選挙権のためにはさらに土地所有が必要であった。〔しかし、〕1831年と同じように、多くの集団が選挙権から排除されていた。婦人がそうであった。被選挙権を持つのは、30才以上の男子であって、上院に関してはさらに年10ターラー以上の納税者だけであった。身分制的構成はなくなった。邦は、これまでのように都市と農村に区別されることなく、75の選挙区に区分された。各選挙区は直接選挙によって1人の下院議員を選出し、三つの選挙区は2人ずつの上院議員（定員50人）を選出したのである。議員はその居住地以外からも選出されてよかった。下院については従来の部分的改選に代わって、選挙毎に全議員が交替した。この選挙権はこれまでの特権

階級に対する市民層のほとんど完全な勝利を意味していた。民主派議員の要求していた一院制度だけが、実現されなかった。このために1848年11月15日の選挙法は民主派の要求に基づいて「暫定的」と名付けられた。〔しかし、〕このことは1850-51年にはその再廃止のための口実と機会を反動派に与え、そのために不運な結果をもたらした。

この選挙法によって選ばれ、1849年1月10日に始まった邦議会は、以前のそれとまったく異なっていた。例えば、この邦議会には騎士農場所有者の代表は1人もいなかった。農民の数は5人に減少し、弁護士と市裁判官の数は21人に増加した。それ以外に8人の市長、5人ずつの市参事会員、高級国家官吏と中級国家官吏、4人の村長(G)、3人の聖職者、7人の教師、4人の学者と文筆家、驚くべきことにわずか3人の工場主と商人、そして、1人ずつの書籍商、医師、音楽監督、将校と手工業者がいた。労働者は1人もいなかった。法律家でない学者と教師の議員は、当時としてはまったく新しいものであった。上院には19人の農民、8人の市長と村長(G)、5人の高級官吏、3人の弁護士、9人の工場主と商人、2人の出版業者、そして、1人ずつの市参事会員、宿屋と将校がいた⁽⁹⁾。邦議会のこの社会的構成は1848-49年の革命のブルジョアの性格に照応していた。政見から見て支配的であったのは、民主派であったが、その中に共和派は少なく、また、それ自体でいくつかの集団(急進左派、穏健左派と左翼中央派)に分裂していた。この派の議員は合計して66人であり、7人の自由派(右翼中央派)と2人の保守派に対して多数を占めていた。上院の勢力関係も同様であった。これによってザクセンはドイツ諸邦の中で当時としては最も進歩的な国民代表を持つことになったのである。

この邦議会は自由派の大臣たちと最初から鋭く対立した。民主派の上院議員でもあった大臣オーバーレンダーだけが、邦議会内の政治的同志と緊密に接触していた。当初は政府は巧みな戦術によって邦議会の民主的多数派との衝突を避けようと試みた。しかしながら、間もなく議員たちは厳しい要求を

出すようになった。その場合、二階席の多数の傍聴人が賛成あるいは反対の活発な叫び声を通じて彼らを支持した。興奮した会議において両院はロベルト・ブルームの虐殺^[9]に対する報復、費用のかかる在外大使の廃止と世襲皇帝制の拒絶を要求した。審議の仕方がザクセンにおいてこれまで前例のないほど激烈であったために、また、邦議会がその要求を効果的に実現することができなかったために、革命邦議会は、それに反対する反動派によって、けなして、「この上ない無知の代表」、あるいは、「無知議会」と誹謗された。両院が1849年2月末に、フランクフルト国民議会の可決したブルジョア的な基本権を無条件で承認し、それを〔ザクセンの〕法律として公布することを要求した時、政府との政見の相違は越えがたいものとなった。5人の大臣の中の4人は、この基本権がドイツの首長を〔議会〕答責制の大統領としており、民主的な解決しか許さないとして、これを拒否した。他の大臣たちと異なって、内務大臣オーバーレンダーは上院議員として基本権の公布に公然と賛成した。閣内における、また、両院との、この政見の対立のために政府が1849年2月末に総辞職した時、革命から1年経っても、邦議会は組閣に対して何の影響力も持っておらず、組閣は依然として国王だけに委ねられている^[10]。国王の任命した新しいヘルト官僚内閣の中で決定的な大臣は、フォン・ボイスト男爵であったが、この内閣は、民主派と自由派が戦線を統一させることのないように、従来拒否されてきた基本権の公布を、ただちに決定した。さらに、この内閣は、自由派、穏健民主派および共和派の間ですでに深刻になっていた対立を利用し、先延ばし戦術でもって邦議会に対抗しようとした。邦議会は、かつては政府が法案を提出するように提議できただけであるが、1849年3月31日からは法案提出権を持つことになった^[10]。4月には両院は、すでにドイツの28の中小諸邦が承認していた、穏健自由主義的なドイツ国憲法の採択を要求した。ボイストがそれを拒否した時、邦議会は5月1日以後について租税の承認を拒否した。その後、国王は4月28日に邦議会を解散した。しかしながら、5人中3人の大臣は、ドイツ国憲法の採択に賛

成していたために、4月30日に辞任した。ボイストと陸軍大臣ラーベンホルストだけが職に留まっていたのである。このような状況の下で5月3日にドレスデン五月蜂起が勃発し、ザクセン国王はこれを、プロイセン軍の来援によってのみ鎮圧することができた。

1849年9月にチンスキー／ボイスト政府は邦議會の新選挙を実施した。民主派の指導者たちが国外に亡命したり逮捕されていたにもかかわらず、民主派は、わずかとはいえ、ふたたび多数派となった。その社会的構成は〔同年〕春とほぼ同じであった。間もなく、この「抵抗議會」においても、とりわけ外交政策に関して政府と反対派との激しい対立が生じた。すでに1849年にザクセン政府はボイストに促されて、プロイセンとの同盟に背を向け、小邦の自立性を護ろうとしてオーストリアに頼るようになった。ザクセンの市民層は、彼らの経済的關係が主としてプロイセンとのものであって、プロイセンとの友好關係に頼っていたために、この政策に反対した。そのため邦議會が政府を攻撃すると、政府は1850年6月1日に両院の解散を国王に決意させた。2日後に政府は、憲法に明らかに違反して、1848年11月15日の選挙法を無効と宣告し、1831年の選挙法にしたがって、1848年臨時邦議會と同じ構成の邦議會(S)を召集した。〔下院〕議員75人中の30人は憲法上の疑念のために〔政府の〕要求に従わなかった。45人だけが出席したのである。その中には、騎士農場所有者が16人、農民が18人、弁護士、商人、水車所有者と上級林務官(Oberförster^[11])が1人ずつ、裁判官が2人、そして市長が5人いた。

したがって、騎士農場所有者と農民、それに、都市代表の中の保守派だけが召集に応じたのである。国外に亡命した邦議會議員に関しては、代理人が召集され、邦議會に出席しなかった他の議員に対しては、出席の要求がふたたび発せられた。この威嚇にも屈しなかった議員については、その被選挙権の喪失が宣告された。これによって、民主派と自由派の中の最もすぐれた人々が長期にわたって、あらゆる議會活動から排除されたのである^[11]。ライ

プツィヒ大学の多数の教授は大学選出上院議員の選挙を憲法違反として拒否した。しかしながら、宗教大臣ボイストは選挙を実施すること、その場合、反対を無効として取り扱うこと、を命令した。評議会の少数派によって選出された、この議員に対して、4人の学部長は全権を与えなかった。そのためにボイストは21人の正教授について評議員の資格を一時的に奪い、その中の3人（古典語学およびドイツ語学のハウプト、考古学のヤーンと法史学のモムゼン）については完全免職とした。小農の選挙人でさえも投票の前に予備討議の権利を持っていたのに対して、大学はそれ以後1868年まで、邦議会のための選挙を討議なしに実施しなければならなかった。1850年のザクセン政府の憲法違反に対する、組織としてのライプツィヒ大学の抗議は、個人としての1837年の「ゲッティンゲンの7人」の教授の抵抗に匹敵するものであった。しかし、それはドイツの世論においてはそれほど注目されず、したがって、その効果も小さかった⁽¹²⁾。

(注)

- (7) 1848—49年の革命期におけるザクセン邦議会（SS）についてはWeber, *Die Revolution in Sachsen 1848/49* をも参照。重要な史料として次のものがある。Staatsarchiv Dresden, Nachlaß Karl von Weber, Tagebücher, Bd. 2; H. Kretschmar/H. Schlechte (Hrsg.), *Französische und sächsische Gesandtschaftsberichte aus Dresden und Paris 1848—1849*, Berlin 1956; F. F. Graf von Beust, *Aus drei Viertel-Jahrhunderten. Erinnerungen und Aufzeichnungen*, Bd. I, Stuttgart 1887; R. Freiherr von Friesen, *Erinnerungen aus meinem Leben*, 3 Bde., Dresden 1880—1910.
- (8) 自立した者とは、都市においては市民と、制限付きの市民権を持つ寄留者とであり、農村においては保有農（Angeessener）と間借人としてであり、さらに陸軍関係者もそうであった。無産の賃労働者は、自立した者とは見なされず、排除されていた。1849年邦議会において議員ホイブナーは、自からの権利を求めて法廷に立つことのできるすべての人々にも、「自立した」という概念を拡大解釈しようとしたが、無駄であった。
- (9) *Verzeichnis sämtlicher Mitglieder der Ständeversammlung zu Dresden*, Dresden 1833—1918.
- (10) H. Kretschmar (Hrsg.), *Lebenserinnerungen des Königs Johann von Sachsen*, Göttingen 1958, S. 214. 「ある日のこと、国民代表は、大臣の交替が行なわれたことに驚

かされた。国民代表はびっくりし、不気嫌な顔をしたが、目下のところ、この事実を甘受しなければならなかった」。

- (11) 1849年の選挙法がザクセンと同じように暫定的性格を持っていたヴェルテンベルクにおいては、1850-51年に同じように旧制度(1819年の)が復活した。それに対してバイエルンにおいては、1848年の選挙法が暫定的なものではなかったために、政府は、革命に由来する下院を排除することができなかった。——H. G. Holldack, *Untersuchungen zur Geschichte der Reaktion in Sachsen 1849—1855*, Berlin 1931, S. 116-119 を参照。
- (12) 邦議会に対する反動派の政策、とくに1850年の憲法違反については *Die reaktivierten Stände und das verfassungsmäßige Sachsen*, Leipzig 1866; Schimmel, *Entwicklung des Wahlrechts*, S. 73; Holldack, *Untersuchungen zur Geschichte der Reaktion*; W. Löscheburg, “Der Widerstand der Universität Leipzig gegen die Reaktivierung der alten Stände in Sachsen im Jahre 1850”, in: *Karl-Marx-Universität Leipzig 1409—1959*, Bd. I, Leipzig 1959, S. 312-327 を参照。

第5節 1850年から67年まで

憲法違反によって発足したこの邦議会(SS)は、政府の政策に従順に従った。議会は1848年11月15日の暫定選挙法の廃止に事後的に同意^[12]し、いくつかの反動的な法律を承認したのである。すなわち、出版の自由を厳重に制限した出版法、教師に対する厳しい監督を定めた国民学校法、公安維持のための諸法律と、蜂起を阻止するための市民兵法である。これらの反動的法律に基づいてフォン・フリーゼン男爵とチンスキーの両大臣はいくつかの改革に努め、50年代のザクセンにおいてとくに激しかった資本主義の発展に、対処しようとした。彼らは、当時としては高度に発達したこの工業国を、力と警察の方式だけによって統治することはできないこと、を認識していた。1850年に内務大臣フリーゼンは憲法改正法案と最終的選挙法案を邦議会に提出した。その中で彼は1849年の〔ドイツ人の〕基本権の一部を受け入れ、下院における身分制原理を部分的に廃止し、都市と農村の区分だけを残そうとした。〔選挙区への議員の〕定住の原則は廃止され、選挙権と被選挙権に関する最低納税額(Zensus)は引き下げられるべきであった。しかし、騎士農場

所有者は、「身分」として特別の議員を保持しようとしたために、上院はこの法案を否決し、下院においては、憲法改正に必要な三分の二の多数が得られなかった。その多数派が政府よりも反動的であった両院は、憲法の改正も否決した。〔ドイツ〕連盟議会が1851年8月23日にフランクフルト・ドイツ国憲法の基本権を廃止した時、ザクセンの両院は無条件でそれに賛成した^[13]。

政府は1860年までは邦議会を思うようにあしらい、それ〔の影響力〕をほとんど完全に排除してしまった。50年代の邦議会は「非常に静かに」過ぎた⁽¹³⁾、とボイストは誇らしげに主張している。1839年の邦議会の自由派議員の数が、1854-55年のそれよりも多かったのである。これは、プロイセンの下院において自由派がすでに1858年に多数派となっていた⁽¹⁴⁾ことと対比して、奇異なことであった。

1859年にドイツ国民協会が創設された後に初めて、ザクセン邦議会の自由派はボイスト体制に対する、弱々しい抵抗勢力となった。ザクセンの社会・経済状態は1831年以後大きく変化していたために、邦議会には邦内の多くの都市から、選挙権の変更を要求する請願書が寄せられた。内務大臣ボイストは営業の自由の制定と同時に、少なくとも選挙権のいくつかの改正^[14]を承認しなければならなかった。1861年に下院における商工業代表の数は5人から10人に引き上げられたが、これは、これらの経済部門が持つ現実的意義に照応するものでは決してなかった。農民代表に関する最低納税額は30ターラーから20ターラーに引き下げられた。〔しかし、〕選挙権の実質的な改革は実現しなかった。人口の25%が農業に従事していたにすぎなかったけれども、邦議会両院における農村の騎士農場所有者と土地所有者は1868年まで64%ないし56%の絶対多数を占めており、それに対して都市代表は21%ないし44%にすぎなかったのである。労働者階級の代表はまったく問題にされなかった。〔また、〕選挙区の境界は1831年から68年までに何度か改められたけれども、人口変動への適応は部分的にすぎなかった。

(注)

(13) Beust, *Aus drei Viertel-Jahrhunderten*, Bd. I, S. 215.

(14) Huber, *Verfassungsgeschichte*, Bd. 3, S. 274.

第6節 1867年から95年まで

1867年にザクセンが北ドイツ連邦の加盟邦となった後、ザクセン邦議会の意義は小さくなった。なぜなら、ザクセン政府は重要な分野における立法高権をドイツ国に譲り渡さなければならなかったからである。しかし、依然として邦議会は、広範な国民大衆の経済生活にかかわり、文化の発展に影響を及ぼし、あるいは、それらを規定する、諸事項の大部分を規制しなければならなかった。今やザクセンの国内関係は〔北ドイツ〕連邦の、後には、ドイツ帝国のそれに近付けられる必要があった。30年代の諸改革以来始めての、そして、1918年までにたった一度だけのものとして、不十分ではあったが、包括的で進歩的な諸改革が、1867年から74年（一部は78年）までの「自由主義時代」に実施された。まず、ザクセン政府は北ドイツ連邦議会に関する普通選挙権に反対したが、無駄であった。その次に、ザクセン政府はザクセン邦議会〔下院〕について、従来のもよりは連邦議会選挙権にいくらかは近い、新しい選挙権の制定を余儀なくされた。その場合、政府は、当時の反動的な邦議会議員によって否決されていた、1850年のフリーゼンの選挙法案に立ち戻った。1868年11月^[15]3日の選挙法⁽¹⁵⁾は、4身分という従来の下院の構成に代えて、多数決方式によって1人ずつの議員を選出する、45の農村選挙区と35の都市選挙区を定めた。各選挙区における選挙は身分にしたがってではなく、党派にしたがって行われた。騎士農場所有者と大農は従来からすでに、まとまった農業的保守派をなしていたために、これについては変化は大きくなかった。選挙区の区分は、都市的工業地域の経済的重要性にまったく反して、後進的農村地域を優遇していた。1年に1ターラー（3マルク）以上の租税を負担する、25才以上のすべての男子は、直接的秘密選挙権を得た。従来は、選挙委員を介した間接選挙が行なわれていたのである。最低納

税額が3マルクとなったために、選挙権者は244,000人に増加した。しかしながら、平等普通選挙権の下で連邦議会について選挙権を持つ男子市民の約半分（とりわけ、小営業経営者、労働者、日雇と農村プロレタリアート）が、投票権から排除されていた。1848-50年に廃止され、その後ふたたび導入されていた地域強制は、1868年に廃止された。そのために議員は今やその現住地以外でも立候補できるようになった。それに対して、選挙毎に三分の一の議員だけが改選されるという、時代遅れの方式は存続した。選挙権と被選挙権のための年令制限は1831年のそれと同じく25才ないし30才であった。被選挙権のための最低納税額は、農民の場合、1831年に30ターラー、1861年に20ターラーであったが、1868年からすべての場合に10ターラーとなった。12人の土地所有終身上院議員は1868年以後、騎士農場所有者だけでなく、他の大農場所有者からも選出された。しかし、社会的事情を無視した、上院の封建的で反動的な構成は、それによっては実質的に変更されなかった^[16]。通常邦議会は1868年から3年毎にではなく、2年毎に開かれた。

下院の社会的構成を1864年選挙と69年選挙について比較すると、次のようになった。

年	騎士 所有 農場 者	農 民	市治 長と 吏員 と自 身	弁 護 士	商工 人場 と主	国家 官吏	教授 と師	医 師	合 計
1864	22	22	7	8	19	1	—	1	80
1869	11	22	8	12	18	3	5	1	80

したがって、騎士農場所有者の数は半減した。しかも、1869年にはその中の1人だけが貴族であった。教授と教師は1849年春に6人の議員を送っていたが、[1869年に]ようやくふたたび下院にはいつてきた。農業家の総数は次の10年にはさらに24-25人にまで減少した。しかしながら、このことはそれほど大きな効果をもたらさなかった。なぜなら、ドイツのブルジョアジーの指導者の多くが1870年頃から、かつての進歩的な態度を放棄して、ユンカー

層とともに一つの統一的な社会層，保守的支配階級に融合したからである。労働者階級の議員はさしあたりはまったくおらず，70年代初め以後にほんの少数人だけである。1883-84年と1895年の邦議会下院の社会的構成は次のとおりであった。

年	騎士農場所有者	農民	市長と都市吏員	農村自治体吏員	弁護士	商人と工場主	国家官吏	教授と教師	医師	建築技師と技師	手工業者	編集者と文筆家	将校	宿屋	音楽監督	写真家	団体会計職員	レントナー	合計
1883-84	13	17	11	3	6	18	4	3	—	1	1	2	1	—	—	—	—	—	80
1895	8	17	7	2	2	26	1	—	1	5	6	1	—	1	1	1	1	2	82

すなわち，騎士農場所有者，農民および弁護士に代わって商人と工場主が1895年には最大の議員集団となった。手工業者と，さまざまな知的職業に属する人々，とりわけ技術者と芸術家が初めてザクセン邦議会議員となった。

60年代から，明確な政党が存在した。自由派は50年代には下院にほんのわずかしか代表を送っていなかったが，1861年に旧自由派7人および自由派左翼12人となり，1869年^[17]には国民自由党30人および進歩党8人に増加し，1871年^[18]には保守派よりも多数となった。ドイツ進歩党と国民自由党は1871年から73年までザクセンにおいては合同していたが，その後ふたたび分裂し，激しく相争った⁽¹⁶⁾。

ドイツ社会民主党の議員は，1871年の帝国議会の選挙の際に全ザクセンの投票の18%弱を獲得し，1874年にはこの比率をすでに35%にまで伸ばしたけれども，邦議会からは長期にわたって，完全に排除されていた⁽¹⁷⁾。ヴィルヘルム・リープクネヒトの選出が政府によって無効と宣告された後，1877年に初めて社会民主党の弁護士otto・フライタークがライプツィヒから邦議会に選出された。社会民主党議員は1891年には11人，そして，93年には14人となった。その中には，1879-84年および1889-92年のヴィルヘルム・リープクネヒトと1881-90年のアウグスト・ベーベルがいた。もちろん，下院にお

ける社会民主党員の活動は、彼らが委員会委員になれなかったために、制限されていた⁽¹⁸⁾。社会民主党が成果を挙げたにもかかわらず、保守派は80年代にはふたたび邦議会の多数派となった。なぜなら、ブルジョアジーがユニカー層と同盟して、資本主義社会の支配階級に融合したからである。自由派の諸政党は多くの議席を失ない、その上に、いわゆる「秩序諸党」として保守派に協力した。アウグスト・ベーベルはその回想録の中でザクセン邦議会における彼の活動に言及して、下院の事情を次のように述べている。「下院の一大部分を占めていたのは農村議員であって、彼らの政治的視野は選挙区の境界をほとんど越えていなかった。これらの人々は社会民主党の志向についてまったく笑うべき観念しか持っていなかった。彼らに与していたのが、旧弊な環境の中で生活し、旧弊な見解を持っていた、小都市の多くの市長であった。議員の残りはかなりの数の政府官吏、数人の工場主と相当数の法律家であった。少数の例外を除いて、下院はきわめて偏狭なザクセン分邦主義に囚われており、その点に関しては、いわゆる進歩派議員も保守派と異ならなかった⁽¹⁹⁾」。

(注)

(15) G. Thümmeler, *Die sozialökonomische Zusammensetzung des sächsischen Landtages in der Zeit zwischen 1864—1873*, Hist. Dipl.-Arb. Berlin 1965を参照。

(16) *Die bürgerlichen Parteien in Deutschland*^[19], Bd. I, Leipzig 1968, S. 333 ff.; Bd. 2, 1970, S. 344 ff.を参照。

(17) H. Kretschmar, *Sächsische Geschichte*, Bd. 2, Dresden 1935, S. 206. 社会主義者鎮圧法の時期のザクセン邦議会における社会民主党の役割についてのまとまった叙述は、まだない。1878年から90年までの時期の革命的議会戦術ないし邦議会選挙運動に関する重要文献として次のものがある。W. Schueller, *Der Kampf der revolutionären deutschen Sozialdemokratie in der Kreishauptmannschaft Dresden während der ersten Phase des Sozialistengesetzes (1878—1881)*, Diss. Leipzig 1967; M. Schmidt, *Organisationsformen und Bewußtseinsentwicklung der Dresdner Sozialdemokratie in den Jahren 1881—1891. Ein regionalgesch. Beitr. zur Herausbildung der sozialist. Massenpartei*, Diss. Potsdam 1969; F. Staude, *Sie waren stärker. Der Kampf der Leipziger Sozialdemokratie in der Zeit des Sozialistenge-*

- setzes 1878—1890, Leipzig 1969; R. Strauß/K. Finsterbusch, *Die Chemnitzer Arbeiterbewegung unter dem Sozialistengesetz*, Berlin 1954.
- (18) R. Illge, *Zehn Jahre unter dem Dreiklassenwahl-Unrecht. Eine Denkschrift zur Wahlrechtsbewegung in Sachsen*, Leipzig 1906, S. 3.
- (19) A. Bebel, *Aus meinem Leben*, Teil 3, Berlin 1946, S. 174 f.

第7節 1895-96年から1906年まで

ザクセン邦議会における封建的ブルジョアの支配は、1868年選挙法によってのみ可能であったが、この選挙法は社会的発展のためにますます不当なものとなった。社会民主党はそれを厳しく批判した。社会民主党はとりわけ選挙区の区分と最低納税額に反対した。そのためにライプツィヒ市選出の議員数は1892年に3人から5人に引き上げられた。こうして下院議員の総数は82人に、都市議員の数も37人に増加した。新しいこの2議席については社会民主党員が選出された。

すでに1893-94年邦議会においてと同じく、1895-96年邦議会冒頭の95年12月10日に、社会民主党員は、ザクセン邦議会についても帝国議会についても投票権のなかった婦人を含む、21才以上の全国民による、下院議員の平等・直接・普通選挙権を提案した。

この提案に驚いて、保守派議員の指導者メーネルト博士は三級選挙権の制定を即座に提議した。国民自由党と、ザクセンにおいては多くの問題に関して保守派の添えものと見なされる自由思想国民党の議員たちも、彼に与した。ツヴィッカウの上級市長である邦議會議員シュトライトは、同じ会議においてこれに次のような根拠を与えた。「然り。彼ら(社会民主党員——著者)はついに次のように表現するに至っている。『すべての国民』は選挙権を持つべきである、と。したがって、彼らは選挙権を婦人にまで広げ、政争を家族の中にまで持ち込もうとしている。これは社会民主党の綱領にまったく照応している。……諸氏よ、事態がこうであるとすると、私は私の政治的同志とともに……次のことを確信する。すなわち、我々(自由思想党——著者)

はこの反撃においては、可能なかぎり、他の秩序諸党と協力しなければならない、と⁽²⁰⁾」。

反動的な内務大臣フォン・メッチュが事実上主宰する政府は、ザクセン邦議会からのすべての社会民主党議員の排除を確実に予期できるような選挙権案を、大急ぎで数週間のうちに作成した。選挙権者はその納税額によって、プロイセンの1850年三級選挙権のそれにほぼ照応する3階級に区分された。ただし、第1および第2階級のための納税額はプロイセンにおけるよりも低く、また、選挙はプロイセンのような公開制のものではなく、秘密投票であった。プロイセンにおいて少なくとも第3階級の選挙権者とされていた非課税者は、1896年のザクセンにおいては選挙権から完全に排除された。この反動的選挙法には保守派ばかりでなく、保守派と数年来結び付いていた国民自由党と、自由派左翼の自由思想党も、邦議会において賛成した。後者はプロイセンにおいては三級選挙権の廃止と平等普通選挙権に与したけれども、こうして、憲法改正に必要な三分の二の多数が獲得されたのである。これは、1871年から1918年までの期間に、ドイツ諸邦において選挙権が、しかも、自由派左翼の協力によって、これほど反動的に改悪された唯一の事例であった⁽²¹⁾。保守的なザクセン政府自身がすでに1850年と1867年にザクセンにふさわしくないと述べていた三階級選挙権は、高度に工業化したこの邦の経済的・社会的・政治的状态にまさに完全に矛盾していた。1895年のザクセンにおいては就労者の15%だけが農業に従事していたけれども、この選挙法は農業地域を優遇したのである。人口の80%、とくに労働者は1896年選挙法^[20]によって権利を剝奪され、排斥された。その後1901年には社会民主党員は下院から完全に排除された。それ以後4年間、ザクセンはプロイセンとともに相当規模のドイツ諸邦の中で、社会民主党が〔邦〕議会に代表を持たない、ただ二つの邦であった。同じようにほとんどすべての議席を失なった自由思想国民党^[21]は、選挙権の改悪に協力したことによって、墓穴を掘った。保守派は今や邦議会の両院において強力な多数派となり、1901年からは、憲

法改正に必要な三分の二以上を占めた^[22]。その指導者で、騎士農場メディンゲンの〔所有者〕メーネルト博士は下院議長であり、農業信用協会の議長でもあった。彼は「無冠のザクセン国王」と呼ばれていた⁽²²⁾。下院の社会的構成も保守派の政治的支配を規定していた。1901年の下院議員としては騎士農場所有者と土地所有者が28人、市長と自治体吏員が15人、商人と工場主が29人、弁護士が3人、国家官吏、手工業者と「レントナー」がそれぞれ2人、そして、測量技師が1人、であった。農業家も工業家も増加し、一つの統一的な支配階級にますます融合した⁽²³⁾。ザクセンの保守派はその強力な支柱を工業に持っていたのである。決定的であったのは、ブルジョアジーが選挙権改悪後には最大の〔議員〕集団となり、労働者階級の代表者は1人もいないということであった。手工業者と小市民層のその他の代表もほとんど姿を消した。前例のないこの選挙権改悪はザクセンにおいて、そして、全ドイツにおいて階級対立をはなはだしく激化させた。『ザクセン労働者新聞』その他の同時代の新聞の態度がそれを示している⁽²⁴⁾。1896年にブルジョア諸党の犯したこの不法は、社会民主党が1903年の帝国議会選挙においてザクセンの合計23選挙区の中22議席を獲得することに、大いに寄与した。激化した社会的緊張の一表現が、1903-04年に西部ザクセンの工業都市クリミツチャウで起こった、数ヶ月に及ぶ繊維工業労働者のストライキであった。ザクセンは当時、「反動の小模範国」と見なされていた⁽²⁵⁾。メッチュは1904年初めに、新しい選挙法案を提出せざるをえなかったが、それは、保守派の支配する両院によって否決された。1905年のロシア革命の結果として、ザクセンの労働者は1905年11-12月に反動的選挙権に対する強力な抗議行動を起こした⁽²⁶⁾。彼らは、帝国議会選挙権をザクセン〔邦議会〕についても適用することばかりでなく、選挙権年齢を25才から21才に引き下げることをも要求した。プロイセンにおいて、また、きわめて強力な社会民主主義労働者党を持つザクセンにおいてさえも、三級選挙権が変わることなく存続したことは、それに対する政治的大衆ストライキを闘争手段として用いるべきであるかどうか、と

いう問題について社会民主党指導部内の激しい対立を呼び起こした。修正主義者は議会闘争に限定しようとしたが、党内左派は政治的大衆ストライキを支持したのである。1905年12月8日にベルリートの社会民主党指導部は、当時有利な条件があったにもかかわらず、ゼネストを、現在は実施できないものとして否決し、集会を組織して、ドイツの反動派に対する抗議行動に限定することを決議した⁽²⁷⁾。三級選挙権が維持されていたにもかかわらず、1905年に1人の社会民主党員が〔ザクセン〕下院にふたたび選出されたことは、大評判となった。多くの人々はそれを不可能と考えていたからである⁽²⁸⁾。その議員はツヴィッカウの編集者ヘルマン・ゴルトシュタインであって、非常に雄弁家であり、その話し方は大胆で、ユーモアがあったために、議場において一頭地を抜いていた⁽²⁹⁾。保守派は1905年の補欠選挙によって三分の二の多数に達することができなくなり^[23]、1907年の選挙においては8議席を失って、さらに後退した。自由思想党^[24]は1896年以後は1868年選挙法の再制定を、さらに後には、帝国議会選挙権をザクセン〔邦議会〕についても適用することを要求した。国民自由党も三級選挙権に背を向けた。ついには保守派でさえも、それが支持されなくなったことを認めなければならなかった。

(注)

(20) *Landtagsmitteilungen 1895/96, Zweite Kammer, Bd. I, Dresden 1896, S. 190.* ザクセン邦議会におけるブルジョア諸党、とくに自由思想党あるいは進歩党の役割については *Sächsische Arbeiterzeitung*, 1895年12月13日, を参照。「〔下〕院の国民自由党員は保守派よりも知性がある。……〔下〕院の進歩党員は保守派の添えものにすぎず、独立の党派とはもはや見なされない」。

(21) Huber, *Verfassungsgeschichte*, Bd. 4, S. 405.

(22) E. Venus, *Amtshauptmann in Sachsen*, Bonn 1970, S. 21.

(23) Schimmel, *Entwicklung des Wahlrechts*, S. 113.

(24) メーネルトの三級選挙権提案に対してすでに1895年12月12日の社会民主党〔新聞〕の社説『闘争開始』は次のように述べている。「3マルクの最低納税額という不法状態をついに終わらせて、国民下層に権利を与える代わりに、『秩序諸党』は連合して、むしろ

不法を強化し、10倍にし、山のように高くしようとしている。そのためにすべての労働大衆は滅ぼされ、押し潰されるであろう。すべての選挙制度の中で最も卑劣なもの、取すべき資本主義的階級選挙制度の制定を（彼らはしようとしている）。……『和解』と『隣人愛』について常に語っている人々が、荒々しい暴力でもって国民の顔を打ち、死ぬほどの憎悪にみちて激しく相対立する諸階級に、国民を分裂させている。……立て、ザクセン国民よ。汝の権利を護れ。汝の持つ、最も神聖なものへの襲撃を阻止せよ」。

(*Sächs. Arbeiterzeitung*, 1895年12月12日.) 自由派右翼の『ドレーズデン新聞』も選挙権の改悪に反対した。「文化国家の中でザクセンだけが後退している。我々の故郷はそれを誇りにすべきではない」。(Dresdner Zeitung, 1895年12月13日.) 選挙法案が下院で採択された時、1896年3月7日の『ザクセン労働者新聞』は次のように書いている。「『勝利者』は災いなるかな。権利を剥奪された労働大衆は、その敵を知っている。闘争が始まった。全ザクセンが戦場だ。力に対する精神の、野蛮に対する進歩の、搾取に対する労働の、戦争だ」。(Sächs. Arbeiterzeitung, 1896年3月7日.) 社会民主党は選挙権の偽造者を、禁固刑と公民権の剥奪とでもって処罰するように要求した。(Ebd., 1896年3月10日.) 法律が公布された後、『ザクセン労働者新聞』は次のように解説した。「三級選挙権が、高度に発展したザクセン邦において、支配することになった。プロイセンの三級選挙権は最も卑劣なものであるが、ザクセンのそれは最も不快なものになるであろう。なぜなら、プロイセンのそれは粗野ではあるが、愚直なものである。ザクセンのそれは、それが法律となった場合、同じように粗野で、国民の権利を奪うものであり、その上に、偽善的、偽瞞的で、陰険である。……それは冤罪による全国民の死刑である」。(Ebd., 1896年3月29日.) これらの新聞記事は、社会民主党员がザクセンの三級選挙権を正確に理解していたこと、また、この法律が公布される前に、すでに断固としてこれに対して闘争していたこと、を示している。

(25) Ebd., 1904年10月15日.

(26) U. Herrmann, "Der Kampf der Sozialdemokratie gegen das Dreiklassenwahlrecht in Sachsen in den Jahren 1905/06", in: *ZfG*, Jg. 3(1955), S. 856-883; *Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, Bd. 2, Berlin 1966, S. 83-123; Illge, *Dreiklassenwahl-Unrecht*; E. Nitzsche, *Die letzten zehn Jahre sächsischer Politik. Eine Abhandlung zu den Landtagswahlen*, Dresden 1909 (*Handbuch Sächsische Politik*, Erg.-H., 1-3).

(27) Herrmann, "Der Kampf der Sozialdemokratie", S. 101 f.

(28) Schimmel, *Entwicklung des Wahlrechts*, S. 115.

(29) Venus, *Amtshauptmann*, S. 21 f.

第8節 1906年から18年まで

邦全体に批判が広がったために、反動的な内務大臣フォン・メッチュは1906年4月に辞任せざるをえなくなった。彼の後任者ホーエンターール伯爵は

就任直後から1896年の反動的選挙権の廃止に着手した。国王フリードリヒ・アウグスト三世、法務大臣オットー博士と新任の宗教大臣フォン・シュリーベンが彼を支持したが、新しく閣僚会議議長となったリュエガーは、改革に断固反対し、そのために辞任しようとした。ホーエンタールは、憲法改正に必要な、邦議会上院の三分の二の票を得た。しかし、この票は、下院が三級選挙権によって構成されていたために、保守派と国民自由党の同意の下でのみ得られたものである。したがって、ホーエンタールは最初から妥協せざるをえなかった。これさえも、ヴァッハ教授の参加の下、枢密行政参事官ハインクが起草した草案の、長期の、そして、困難な審議といくつかの修正の後によりやく可能となったのである。1909年5月5日のホーエンタールの選挙法^[25]は、従来の三級選挙を複数選挙に変えた。それによれば、有権者は基礎票を1票持っていた。しかし、高額所得者と土地所有者はそれに加えて、補足票を1ないし3票持っていた。〔すなわち、〕年所得1,600マルク以上の有権者に補足票1票、2,200マルク以上の者に2票、そして、2,800マルク以上の者に3票であった。官吏および吏員、企業職員、自由業知識人、手工業親方と他の小営業経営者についてはこの金額は一層低かった。すなわち、1,400マルク、1,900マルク、および2,500マルクであった。さらに、中等学校6学年の（いわゆる中等の）卒業者と50才以上の有権者と共に補足票各1票が与えられた。しかし、1人の有権者は合計4票以上を持つことはできなかった。議員の数は91人に増加し、その中、都市選挙区が43、農村選挙区が48であった（1868年には35対45であった。）。都市と農村の区別をなくそうとするホーエンタールの意図は、邦議会の抵抗のために失敗した⁽³⁰⁾。進歩派の人々が最初から批判していた、邦議会毎の三分の一の改選はついに廃止された。これ以後は全議員が6年毎に選挙され、したがって、〔下〕院全体が改選されることになったのである。従来と同じく、選挙権を持つのは、25才以上の男子だけであり、被選挙権を持つのは、30才以上の男子であった。資産家の明白な優遇は1896年選挙法におけるほど過度のものではなかった。しかし、当

時すでに42年間続いていた、帝国議会に関する平等普通選挙権と比較すると、ようやく案出された複雑なこの複数選挙権も、反動的なものであった。

複数選挙制度によって1909年10月21日^[26]に第1回が、そして1回だけ、行なわれた選挙を見ると、1905年以後にはわずか1人の議員しかいなかった社会民主党が、下院に25議席を得た。保守派議員は29人^[27]（1903年57人、1907年46人）にすぎず、国民自由党は28人（1907年31人）であった。自由思想党は8人（1903年1人、1907年3人）に増加した。下院の社会的構成は農民代表17人（1901年28人）、市長と自治体吏員10人（同15人）、商人と工場主19人（同29人）、弁護士2人（同2人）、国家官吏5人（同3人）、手工業者3人（同2人）、レントナー4人（同2人）に変化した。したがって、農業家とブルジョアジー、および、19世紀に非常に多かった弁護士は、激減した。その上に、下院に従来まったく現れていなかった職業が、新たに現れた。すなわち、政党と労働組合の活動家5人、消費組合の倉庫管理人、会計職員と商店職員それぞれ3人、そして小営業経営者1人、である。7人もの編集者、書籍商と教師それぞれ3人、さらに、建築技師、測量技師と石版画家それぞれ1人が下院議員となったことは、新聞と、科学技術および芸術にかかわる知識人との、意義の増大を示していた。

邦議会下院は、1909年に選出された構成のままで、1909-10年、11-12年、13-14年、15-16年、17-18年に開かれた。1909年以後は、数人の引退議員の後任者に関して、補欠選挙が行なわれただけである。1915年に行なわれるべき邦議会選挙は、第一次世界大戦のために中止された^[28]。19世紀最後の数十年とは異なって、複数選挙権に基づく邦議会においては、1910年以後とくに保守的となった政府に対して、社会民主党と自由派はしばしば提携した。「バッサーマンからベーベルまで」という標語は、ザクセンにおいてしばしば支持されたのである。第一次世界大戦直前のザクセンの内政の最重要課題となっていた国民学校制度の改革をめぐる闘争において、とくにそうであった。この場合には下院の政府反対派は三分の二以上となり、そのために政府

は時代遅れの法案を通過させることができなかった。しかし、政府は下院の進歩的法案の実現を上院の助けでもって阻止したのである。

上院の構成は1833年から1918年までほとんど変わらなかった。1905-06年に1人の若い平民の官吏にとって、「封建領主、高位僧族と大聖堂参事会員を含む」上院は、「中世の化石」と感じられた⁽³¹⁾。上院が経済的・社会的・政治的狀態の大きな変化の中で1918年まで存続したことは、下院選挙権が最後まで時代遅れであったこと、および、邦議会在組閣に対して影響力をまったく持っていなかったことと同じく、時代錯誤であった⁽³²⁾。

1918年10月末にようやく、反動的なベック／フィットゥーム／ザイデヴィッツ内閣が退陣した後、革命的状況の展開という圧力の下で、ザクセン邦議会選挙権の改革が議論されるようになった。国民自由党のルドルフ・ハインツェ博士を中心とする、いわゆる「新秩序内閣」は、その就任に際して下院の平等選挙権の制定と上院の改革を確約した。上院の廃止という社会主義者の要求の実現は、問題にされなかった。11月5日と6日に政府は綱領を提示した。そこには、下院多数派の「了解の下での」大臣の任命、さらに、下院についての平等普通選挙権と上院の「根本的な改組」が含まれていた⁽³³⁾。しかしながら、数日後にザクセンの政治権力は労兵評議会の手に移った。1918年11月10日にヘルマン・フライスナー（独立社会民主党）はドレーズデン＝ノイシュタットのザラザーニ曲技場において、ザクセン国民への中央労兵評議会の布告を読み上げた。「今後、王朝は存在しない。上院も同じである。下院は解散される。男女の自由な選挙権に基づく、国民議会のための新選挙が、内閣によってただちに告示されるべきである⁽³⁴⁾」。このように、1831年〔憲法に基づく〕ザクセン邦議会の解散は、十一月革命中にザクセンの労兵評議会が王朝の廃止の後にとった、最初の革命的措置であったのである。その任命した政府は、1918年12月27日にザクセン共和国人民議会の選挙に関する命令^[29]を發布した。その96人の議員は初めて20才以上のすべての男女によって、平等普通選挙に基づいて比例選挙制度にしたがって選出され

ることになった。

(注)

- (30) Zentrales Staatsarchiv, Reichskanzlei Nr. 1698, Königreich Sachsen, Bd. 1, Juni 1902—Nov. 1908, Bl. 16 f. 「1896年に初めて制定された三級選挙権の放棄と、憲法に規定されている都市および農村別選挙区の区分の原則の廃止とが、試みられている。第1回下院選挙において社会民主党議員は約20人と考えられている。下院への彼らの進入(!)によって宥和の効果が期待されている。……下院は都市と農村の区分の廃止を単純多数でもって決して承認しないであろう」。ホーエンタールの1907年の第一次選挙法案はとりわけ120地租単位⁽³⁰⁾以上の土地所有〔者〕、1,600マルク以上の所得〔の者〕と「中等の」〔教育を受けた者〕について、補足票1票を予定していただけであるが、これは、実際に成立した法律よりも、労働者に有利であったであろう。
- (31) Venus, *Amtshauptmann*, S. 22.
- (32) 1909年から18年まで在任した大臣フィットトゥーム・フォン・エックシュテット伯爵についてはStaatsarchiv Dresden, Nachlaß Walter Koch, Erinnerungen, Bd. 1, S. 160 f.を参照。「当時の大臣が邦議会の投票によって決まったとすれば、フィットトゥームはすでに第1回会議の後で辞任しなければならなかったであろう」。
- (33) *Landtagsmitteilungen 1917—18. Zweite Kammer*, Bd. 3, S. 2185-2191; *Erste Kammer*, S. 581-584.
- (34) *Leipziger Volkszeitung*, 1918年11月11日。

第9節 総 括

1833年から1918年までのザクセン邦議会は、この立憲君主制国家における諸階級の機能に照応して、まず第1に、大土地所有者の、そして、程度を増しつつ、ブルジョアジーの、代表機関であった。それはザクセンの経済・社会構造に最初から照応しておらず、邦議会在存続した85年間に、ますます照応しなくなった。たしかに邦議会は、かつてはほとんど絶対的であった国王の支配権を制限した。しかし、この制限の仕方と程度は強力な民衆運動によって闘い取られたのではなく、主として支配者の判断によって与えられたものであった。ザクセン邦議会在、1831年に制定された非民主的な選挙方式と小さな権限を、——1849年と49—50年の邦議会在を除けば——1918年までほ

とんど変えることなく存続したことは、このことから説明される。しかしながら、邦議会下院は、反対派（初めは自由派および民主派、後には社会民主党）が国民の権利のための議会闘争をすることができる演壇をなしていた。このようにして社会民主党はブルジョア国家の一権力機構としての議会の演壇を労働者階級の利益のために利用したのである。たしかに、政府と保守派の邦議会議員はこの可能性を反動的選挙法によってくりかえし阻んだ。しかし、彼らは、国民の進歩的勢力がこの抵抗に対する闘争を続け、この闘争を議会外の行動によって支援し、ついに1918年の十一月革命においてこの邦議会を廃止することまでは、阻止できなかったのである。

（第2章訳注）

- [1] 本章において、1831年憲法以前のStändeは身分制議会、Landtagsversammlungは身分制議会(LV)、Ständevertretungは身分制議会(ST)と訳され、同憲法以後のLandtagは邦議会、Stände (ständisch) は邦議会(S)、Ständerversammlungは邦議会(SS)と訳される。
- [2] 本領地域だけを見ると、その身分制議会は3の別個の院(Kurie)に分けられていた。(1) 第一院には高位貴族および、マイセン、メルゼブルクとナウムブルク＝ツァイツの3大聖堂参事会(ただし、後二者は本領地域に属していなかった。)と、ライプツィヒとヴィッテンベルクの2大学の代表が出席した。高位貴族は18世紀末にヴォルデンフェルス、シェーンブルクなど7伯爵であった。1815年以後に第一院に属したのは、シェーンブルク家、ヴォルデンフェルス家、マイセン大聖堂とライプツィヒ大学だけであった。(2) 第二院への出席権は、騎士領が領邦君主直属であるか、それとも、管区所属であるか、によって異なっていた。領邦君主直属騎士領の所有者の中では、1700年以後には、父系・母系それぞれ4代の祖先全員が例外なく貴族であったことを証明できる者全員が出席可能であった。祖先証明可能な領邦君主直属騎士領所有者は、その直属性をすでに1661年以前に獲得していた貴族と、それをその年以後に獲得した貴族とに区分された。後者は第二院に出席可能であったが、出席した場合でも、前者と異なって日当を受け取ることができなかった。そのため、このような貴族は現実にはほとんど出席しなかった。領邦君主直属騎士領の所有者であっても、平民はもちろん、貴族ではあるが、祖先4代の中に1人でも平民を持つ者は、第二院に出席できなかった。枢密顧問官と大佐以上の軍人だけが祖先証明を必要としなかった。管区所属騎士領の所有者は、平民と新貴族を含めて、その代表としてそれぞれの管区(A)から1ないし2

人の旧貴族を第二院へ送ることができた。要件を充たしている場合には、政府高級官吏も第二院に出席することができた。彼らは第二院の審議にしばしば決定的な役割を果たした。他面では、他邦政府の要人にも、条件が充たされている場合には、第二院への出席が認められた。18世紀末のプロイセンの大臣ハイニッツが著名な例である。(3) 第三院は、伝統的にその権利を認められていた都市128の代表から成っていたが、この代表は選挙されたのではなく、都市貴族の市参事会によって任命された。したがって、領邦君主直属都市の都市貴族以外の市民も、それ以外の都市(管区都市と陪臣都市)も第三院に代表を持たなかった。農民は身分制議會から完全に排除されていた。——第二院はその構成員の中から小委員会(Engerer Ausschuß)40人、小委員会は大委員会>Weiterer Ausschuß)60人を選出した。両委員会に属さない騎士領所有者は一般騎士>Allgemeine Ritterschaft)を構成した。第三院にあっては小委員会8市、大委員会20市、一般都市>Allgemeine Städte)100市は慣例によって定まっていた。——1438年に始まる身分制議會は、ほぼ6年毎に(1630年以後は常にドレスデンにおいて)開かれた。もしも領邦君主直属騎士領所有者の全員が出席したとすれば、議員総数は約1,400人となったであろう。しかし、祖先証明による資格制限と有資格者の無関心とのために1787-1805年の出席者は約450人であった。1500年から1831年までに約80回の身分制議會全体会議が開かれ、第二院と第三院の小委員会と大委員会が、全体会議とは別個に約60回開かれた。第二院小委員会の議長は世襲別当(Erbmarschall)であり、彼は第二院と第三院をも代表した。この職はレーザー伯爵家の世襲職であったが、同家が1818年に断絶したあと、世襲別当ではなく、身分制議會別当(Landtagsmarschall)が任命された。1817年からオーバーラウジッツも本領地域の身分制議會に代表を送るようになった。第二院小委員会の委員は本領地域の25人とオーバーラウジッツの11人の合計36人、第二院大委員会の委員は本領地域の40人とオーバーラウジッツの14人の合計54人とされた。第三院に出席資格を持つ都市はヴィーン会議の結果として85市に減少したが、小委員会には8市が、大委員会には12市が定められた。前者中の1市と後者中の2市はオーバーラウジッツの都市であった。さらに、1820年に第二院の構成はいくらか変更された。祖先証明の可能な領邦君主直属騎士領所有者の権利は従来と同じであったが、それ以外の、すなわち、4代の貴族を証明することができない、領邦君主直属騎士領所有者の中から、本領地域の29人とオーバーラウジッツの11人、合計40人の議員が選ばれて、第二院に出席できることになった。その中の本領地域の6人は第二院小委員会のメンバーとされた。C[äsar] D[ietrich] von Witzleben, *Die Entstehung der constitutionellen Verfassung des Königreichs Sachsen*, Leipzig 1881, S. 30—31, 43—51, 53, 64, 356; Mayer 1909, S. 6—7; Johannes Göpner, *Der sächs. Landtag von 1830—40*, Meißen 1913, S. 9—10; Wilhelm Behrendts, *Reformbestrebungen in Kursachsen im Zeitalter der französischen Revolution*, Leipzig 1914, S. 3—5, 8—9, 11—13; Victor Camillo Diersch, *Die geschichtliche Entwicklung des Landtagswahlrechts im Königreich Sachsen*,

- Leipzig 1918, S. 8—11; Blaschke 1958, S. 55—56; Schmidt 1966, S. 31, 83, 92.
- [3] この誌名は誤りである。本訳 (I), 216ページ注(2)の誌名が正しい。
- [4] 1830年の「九月騒乱」に続く政権交替を私は上からの改革と考える。その場合、国制史・行政史の観点から次の事実が考慮されている。第1に、31年憲法は欽定憲法であった。Blaschke 1958, S. 83. その結果として、本文に示されているように、国王の権限は大きく、それに対して、邦議会は旧来の身分制議会の特徴をかなりの程度残していたばかりでなく、その権限も小さかった。第2に、この憲法に基づいて発足した内閣の7大臣は、全員が「九月騒乱」以前の高級官吏であった。すなわち、リンデナウ、ツェッツェヴィッツ、カルロヴィッツとケネリッツの4人は枢密顧問官(本訳 (IV), 168ページの第1章訳注 [3] を参照。), ミンクヴィッツは枢密内局外務部主任(本訳 (IV), 166ページの第1章訳注 [2] を参照。), ツェツェシュはドイツ連盟議会におけるザクセン政府代表、そして、ミュラーは本領警察委員会部主任(本訳 (IV), 169ページの第1章訳注 [7] を参照。)であった。Schmidt 1966, S. 112, 114—116, 118—119.
- [5] 31年憲法によれば上院は、成人の王子(複数——例えば、1897年には3人の王子が上院に議席を持っていた。SHB 1897, S. 224。), マイセン大聖堂代表1人、ヴィルデンフェルス所領所有者、シェンブルク家の5協定所領(同家所領のうち、かつて帝国封であった部分。本訳第3章第1節(2)と松尾 1990, 5ページを参照。)の代表1人、ライプツィヒ大学代表1人、高位貴族所領(Standesherrschaft)ケーニヒスブリュックとライバースドルフの所有者各1人、福音派上級宮廷説教師、パウツェン大聖堂主席司祭、ライプツィヒ市教会監督、ヴルツェン参事会聖堂代表1人、シェンブルク家の4封所領(Lehnsherrschaft——同家所領のうち、ザクセン国王を封主とする部分。松尾 1990, 6ページを参照。)の代表1人、騎士農場所有者が選挙する終身議員12人、国王が騎士農場所有者の中から選任する終身議員10人、ドレースデンとライプツィヒの市長各1人、および、国王が選任する6市の市長から構成されていた。Naundorff 1904, S. 118—119; Mayer 1909, S. 115—120; Fischer 1914, S. 134—135. したがって、上院の定員は成人の王子とその他の議員41人であった。
- [6] これは、物品税支払都市(本領地域の136市とオーバーラウジッツの9市)のことである。Diersch 1918, S. 26, 49. その場合、ドレースデン市とライプツィヒ市は2人ずつの、ケムニッツ市は1人の議員を、他の都市は20選挙区に区分され、各選挙区は1人ずつの議員を選出した。Mayer 1909, S. 124. 1868年選挙法において都市の数は142となった。GS 1868, S. 1377—1378. そのうちドレースデン市は5人の、ライプツィヒ市は3人の、ケムニッツ市は2人の、ツヴィッカウ市は1人の議員を、他の都市は24選挙区に区分され、各選挙区は1人ずつの議員を選出した。Mayer 1909, S. 126. ライプツィヒ市選出の議員数の2人増加は1892年の憲法改正法と選挙法による。GS 1892, S. 127—129. Vgl. Naundorff 1904, S. 120; Mayer 1909, S. 126; Diersch 1918, S. 186. 1896年選挙法において都市の数は143となった。GS 1896, S. 54—55. 1909年選挙法においてはドレースデン市とライブ

ツィヒ市は7人ずつの、ケムニッツ市は4人の、ブラウエン市とツヴィッカウ市は1人ずつの議員を選挙し、その他の都市(合計138市。GS 1909, S. 350—352)は23選挙区に区分され、各選挙区は1人ずつの議員を選挙した。Mayer 1909, S. 133.

- [7] 31年の憲法と選挙法は下院議員選挙についておおよそ次のように規定した。(1)選挙権。不動産所有、年令25才以上とキリスト教信仰が前提である。(1)騎士農場所有者代表。その資格を持つ騎士農場は、1832年の命令の付録に記載されている。(2)都市〔前注〔5〕参照〕代表。上記の前提をみたます。ただし、市参事会員、市裁判官と市議会議員は、不動産を所有しない場合でも、選挙権を持つ。(3)農民代表。上記の前提をみたます。(4)商工業代表。31年にはこれに関して規定がなされず、議員は国王によって任命された。39年法が、1年に24ターラー以上の営業税を納付する商人と、同10ターラー以上の工業生産者とを有権者と定めた。商工業代表の選挙に限って、不動産所有は必要とされなかった。(ii)選挙委員への被選挙権。農民代表に関しては、不動産に課される国税を1年に10ターラー以上納付する者。騎士農場以外にこのような土地を持つ騎士農場所有者は、農民代表選挙委員の選挙権も被選挙権も持つ。他は省略。(iii)議員への被選挙権。3年以上の土地所有、年令30才以上とキリスト教信仰が前提である。(1)騎士農場所有者代表。純年収600ターラー以上の騎士農場を所有する者。(2)都市代表。(a)不動産を3年以上所有し、不動産国税を1年に10ターラー以上納付する者。(b)6,000ターラー以上の財産を所有する者。(c)1年に400ターラー以上の固定収入を持つ者。(d)1年に大都市において30ターラー以上、中都市において20ターラー以上、そして小都市において10ターラー以上の不動産国税を納付する者(本領地域の大・中・小都市の区分は1767年の訓令に基づく。)(b)、(c)および(d)の場合には市民権などの付帯条件がある。ただし、上記(i)(2)の特例規定を適用される市参事会員などは、被選挙権を持つ。(3)農民代表。1年に30ターラー以上の不動産国税を納付する者。その主業は農業であっても、工業であってもよい。騎士農場以外にこのような土地を持つ騎士農場所有者は、被選挙権を持つ。(4)商工業代表。これに限って、39年法にしたがって、上記(i)(4)の選挙権を持ち、3年以上居住する者。——下院議員の被選挙権を認められない者は、現職大臣とザクセン以外の国家官吏である。現職大臣についてのこの例外規定は、48年法を除いて維持された。Mayer 1909, S. 124—125, 133; Diersch 1918, S. 26, 28, 43, 50—51, 57—61, 76, 78; Blaschke 1958, S. 84—86. Vgl. Naundorff 1904, S. 121, 149; Fischer 1914, S. 137.
- [8] 以下の規定は同日付の憲法改正法と選挙法に含まれる。その場合、上院の定員は、選挙された議員50人と成人の王子とである。Diersch 1918, S. 112; Blaschke 1958, S. 87.
- [9] 彼はケルンに生まれたが、1832年にライプツィヒに移り、進歩派の指導者として次第に頭角をあらわした。48年にはフランクフルト予備議会の副議長、次いでドイツ立憲国民議会の左派たるドイッチャー・ホーフ派の中心人物となったが、ヴィーン十月蜂起への参加を理由にオーストリア軍によって11月に処刑された。

- NDB*, Bd. 2, 1955, S. 322—324; Kretzschmar/Schlechte 1956, S. 213; Max Schwarz, *MdR. Biographisches Handbuch der Reichststage*, Hannover 1965, S. 48; Kötzschke/Kretzschmar 1966, S. 432; Siegfried Schmidt, *Robert Blum*, Weimar 1971, S. 121, 152, 175, 254—255; Dieter Fricke u. a. (Hrsg.), *Lexikon zur Parteigeschichte*, Bd. 2, Köln 1984, S. 450—451, 625—626, 629—632; Karl Obermann u. a. (Hrsg.), *Männer der Revolution von 1848*, 2. Aufl., Bd. 1, Berlin 1988, S. 345—367; Zeise 1990, S. 349—351, 356—358, 360.
- [10] 憲法改正法および邦議会の法案提出権に関する法律。GS 1849, S. 57—60。Vgl. Mayer 1909, S. 164; Blaschke 1983, S. 634.
- [11] 上級林務官については本訳(N), 172-173ページ, 第1章訳注 [24] を参照。
- [12] 1850年8月15日の憲法改正法と選挙法。Mayer 1909, S. 125; Diersch 1918, S. 122; Blaschke 1958, S. 87.
- [13] ドイツ人基本権公布令(1849年3月2日)の廃止に関する法律は, 邦議会の承認の下に1851年5月12日に公布された。GS 1851, S. 127。Vgl. Blaschke 1983, S. 635.
- [14] 1861年の憲法改正法と選挙法はまず, 下院議員選挙についておおよ次のように規定した。(1)選挙権。キリスト教信仰に代わってザクセン国籍所持が前提となった。(1)騎士農場所有者代表。31年法と同じ。(2)都市代表。家屋を所有する者, あるいは, 1年に大都市において3ターラー以上, 中・小都市においては2ターラー以上の直接国税を納付する者。市参事会員と市議会議員は選挙権を持つ。(3)農民代表。土地を所有する者, あるいは, 1年に2ターラー以上の直接国税を納付する者。(4)商工業代表。商業企業ないし工業企業の経営者であって, 1年に工業企業にあっては10ターラー以上, 商業企業にあっては24ターラー以上の営業税を納付する者。(II)選挙委員への被選挙権。農民代表については31年法と同じ。他は省略。(III)議員への被選挙権。(1)騎士農場所有者代表。600ターラー以上の純年収の騎士農場を所有する者。(2)都市代表。3年以上定住し, (a)地租を1年に10ターラー以上納付する者, あるいは, (b)直接国税を大都市において1年に合計して15ターラー以上, 中・小都市において10ターラー以上納付する者。市参事会員と市議会議員は被選挙権を持つ。(3)農民代表。3年以上定住し, 地租を1年に20ターラー以上納付する者。騎士農場以外にこのような土地を持つ騎士農場所有者は, 被選挙権を持つ。(4)10人に増加した商工業代表。上記(1)(4)の選挙権を持ち, 3年以上定住した者。次に, 上院の騎士農場所有者代表の被選挙権は, 2,000ターラー以上の純年収の騎士農場を所有する者に制限される。GS 1861, S. 289, 293—297; Naundorff 1904, S. 120; Mayer 1909, S. 126; Diersch 1918, S. 131—135, 137—138, 149.
- [15] 11月は12月の誤りである。GS 1868, S. 1369; Blaschke 1958, S. 88; 本訳(M), 97ページ。
- [16] 68年の憲法改正法と選挙法はおおよそ次のように規定した。まず, 邦議会は2年毎に開かれ, 下院の選挙も2年毎に行なわれる。次に, 下院は, 直接選挙によって選ばれる都市議員と農村議員から構成される。(1)下院の選挙権。土地を所有する

- 者、あるいは、1年に1ターラー以上の直接国税を納付する者。(II)下院の被選挙権。土地を所有する者、あるいは、1年に10ターラー以上の直接国税を納付する者。第3に、上院の構成がいくらか変更された。(I)選挙される騎士農場所有者代表は、騎士農場およびその他の大規模農場の所有者の代表に代わった。この場合、3,000地租単位(本章訳注[30]参照)以上の農場の所有者が選挙権を、4,000地租単位以上の農場の所有者が被選挙権を持つ。(II)国王の自由裁量による終身議員5人が上院に加えられた。そのために上院の定員は、王子を除いて、46人となった。Naundorff 1904, S. 119—121, 149; Mayer 1909, S. 115, 118—119, 121, 126, 137; Diersch 1918, S. 151—153, 164—165, 170, 173, 175. Vgl. Fischer 1914, S. 135; Blaschke 1958, S. 88; Blaschke 1984, S. 781.
- [17] Diersch 1918, S. 334によれば、1866年である。その他に保守派41人と自由派1人がいた。
- [18] Diersch 1918, S. 334によれば、保守派37人に対して、自由派17人、国民自由党20人と進歩党5人、計42人であった。
- [19] この書物の編者代表はDieter Frickeである。
- [20] 96年選挙法は下院議員選挙についておおよそ次のように規定した。(I)選挙権者は、6ヶ月以上定住した国税被課税者であり、国税納付額を基準として3階級に区分される。第1階級に属するのは、自治体単位の納税総額(その算定にあたって2,000マルク以上納税者は2,000マルク納税者と見なされる。)の1/3を納付する者である。300マルク以上納税者はすべてこの階級に入れられる。納税総額の残りの1/2を納付する者が第2階級となる。50マルク以上納税者はすべてこの階級に入れられる。残りの選挙権者が第3階級となる。各階級はそれぞれ選挙委員の1/3を選出し、選挙委員が下院議員を選出する。(II)選挙委員の被選挙権。(I)に定められた階級とは関係がない。(III)議員の被選挙権。直接国税30マルク以上を納付する者。(IV)選挙区の区分は68年法と同じである。Naundorff 1904, S. 149—150; Mayer 1909, S. 127—128; Diersch 1918, S. 193, 195—199, 206.
- [21] これは、95年の6人から97年の3人に半減した「進歩党」(Diersch 1918, S. 334)のことであろう。
- [22] 保守派は99年の52人から1901年の58人に増加した。Diersch 1918, S. 334。なお、2/3は55人である。
- [23] 54人。Diersch 1918, S. 334.
- [24] これは、99年に3人、そして1901年に2人の下院議員を持っていた「進歩党」(Diersch 1918, S. 334)のことであろう。
- [25] 憲法改正規定を含むこの選挙法は、本文の記述以外にはば次のように定めた。(I)選挙権。2年以上のザクセン国籍、6ヶ月以上の選挙区への定住と直接国税の納付が前提である。補足票の算定基準は本文の記述よりも一層複雑である。(II)被選挙権。3年以上のザクセン国籍、3年以上のザクセンへの定住と直接国税の納付が必要である。Mayer 1909, S. 131—133; Fischer 1914, S. 136—137; Diersch 1918, S. 295, 317—319.

- [26] 下院選挙実施令. *GS 1918*, S. 542.
- [27] Diersch 1918, S. 334によれば28人.
- [28] 1915年および1917年の下院選挙延期法. Diersch 1918, S. 236.
- [29] 邦は大選挙区3に区分され, 合計96人の議員を選出した. *Gesetz-und Verordnungsblatt für die Republik Sachsen 1918*, S. 409. Vgl. Blaschke 1958, S. 90.
- [30] サクセンの地租単位は, 1838-43年に実施された検地と一筆毎の土地査定に基づく「純益」の名称で, 1地租単位が $\frac{1}{9}$ ターラーの「純益」を表現していた. 松尾 1990, 220ページを参照.